



鳥労基発 0607 第 1 号
令和 5 年 6 月 7 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について

日頃から、労働安全衛生行政の運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、令和 4 年 5 月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」といいます。）において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和 6 年 4 月 1 日から義務付けられるところです。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器等購入補助金」（補助事業者：公益社団法人全国労働衛生団体連合会）の申請を令和 5 年 7 月 1 日から受け付けることとなりました。

今般、当該内容について、別添のとおり令和 5 年 5 月 25 日付け基安化発 0525 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員等に対する周知等にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、鳥取労働局ホームページ「フィットテスト測定機器等購入補助金のご案内」（https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01706.html）にも掲載していますのでご利用ください。

